

技術者等の兼務表

現場代理人、監理技術者又は主任技術者、営業所の専任技術者、経營業務の管理責任者の兼務について

○兼務可 △兼務可条件付き ×兼務不可

		専任を要しない工事(注1)			専任を要する工事(注2)			
		現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者・経營業務の管理責任者	現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者・経營業務の管理責任者	
同一工事	現場代理人	/	○	△ 注3	/	○	×	
	主任・監理技術者	○	/	△ 注4	○	/	×	
	営業所の専任技術者・経營業務の管理責任者	△ 注3	△ 注4	/	×	×	/	
別途工事	専任を要しない工事(注1)	現場代理人	△ 注5	△ 注6	△ 注3	×	×	△ 注3
		主任・監理技術者	△ 注6	○	△ 注4	×	△ 注7	△ 注4
	専任を要する工事(注2)	現場代理人	×	×	×	×	×	×
		主任・監理技術者	×	△ 注7	×	×	△ 注7	×

注1: 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない工事とは、請負契約が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満の工事

注2: 主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事とは、請負契約が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の工事

注3: 営業所の専任技術者、経營業務の管理責任者が兼務できるのは、兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること、所属建設業者と直接的に3カ月以上の雇用関係があること、かつ請負契約1千万円未満の場合で他に配置する者がいない場合には兼務可能。

注4: 営業所の専任技術者、経營業務の管理責任者が兼務できるのは、兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること、所属建設業者と直接的に3カ月以上の雇用関係があること。

注5: 500万円未満の工事のみの場合は兼務可能、密接な関係があり10km程度以内で請負金額が4,000万円未満(建築の場合8,000万円未満)の工事は、2件まで兼務可能。

注6: 請負金額が4,000万円未満(建築の場合8,000万円未満)の工事は、2件まで兼務可能。兼務する主任技術者は、1級、2級の国家資格を持つものに限る。

注7: 密接な関係があり10km程度以内の下請け金額が4,500万円未満(建築の場合7,000万円未満)の工事は、原則2件まで兼務可能。兼務する主任技術者は、1級、2級の国家資格を持つものに限る。

◎ その他

1. 密接な関係のある工事(施工にあたり相互に調整を要する工事)
 例1 2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
 例2 相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの
2. 工作物に一体性があり一方が随意契約の場合は合わせて1件と考えて兼務可能。
3. 要件を満たしている場合でも、工事の内容、請負者の施工状況により兼務を承諾しない場合や取り消す場合がある。
4. 下請工事、民間工事との兼務についても同様に取扱い